

第十六回国会
衆議院

通商産業委員會議録 第十七号

昭和二十八年七月十五日(水曜日)

午後二時三十分開議

出席委員

委員長 大西 禎夫君

理事小平 久雄君 理事福田 一君

理事中村 幸八君 理事長谷川四郎君

理事永井勝次郎君 理事伊藤卯四郎君

理事首藤 新八君

小川 平二君 小金 義照君

田中 龍夫君 土倉 宗明君

馬場 元治君 榎本 一雄君

柳原 三郎君 山手 満男君

加藤 清二君 齋木 重一君

下川儀太郎君 山口シヅエ君

始関 伊平君 川上 貫一君

出席政府委員

通商産業 古池 信三君

政務次官 牛場 信彦君

通商産業事務 松尾泰一郎君

官(通商局長) 岡田 秀男君

通商産業事務 石井由太郎君

官(通商局長) 小笠 公昭君

通商産業事務 小笠 公昭君

官(通商局長) 谷崎 明君

通商産業事務 越田 清七君

官(通商局長) 専門員 越田 清七君

委員外の出席者

議員 小笠 公昭君

専門員 谷崎 明君

専門員 越田 清七君

七月十五日

委員阿部五郎君辞任につき、その補

欠として加藤清二君が議長の名で

委員に選任された。

七月十四日

第一類第十一号

通商産業委員會議録第十七号

昭和二十八年七月十五日

信用協同組合育成強化のための障害

除去に関する請願(高橋禎一君紹介)

(第三三九号)

特定中小企業の安定に関する臨時措

置法の一部改正に関する請願(高橋

禎一君紹介)(第三四〇号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

参考人招致に関する件

特定中小企業の安定に関する臨時措

置法の一部を改正する法律案(小笠

公昭君外十八名提出、衆法第二六

号)

中小企業金融公庫法案(内閣提出第

四六号)

○大西委員長 これより会議を開きま

す。本日は、まず特定中小企業の安定に

関する臨時措置法の一部を改正する法

律案を議題といたします。御質疑はあ

りませんか。——御質疑がなければこ

れより討論に入りますが、討論はこ

れを省略いたします、ただちに採決に入

たいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大西委員長 御異議がなければ討論

はこれを省略いたします、ただちに採決

いたします。本案に賛成の方の御起立を

願います。

〔総員起立〕

○大西委員長 起立総員。よつて本案

は原案の通り可決いたしました。

この際お諮りいたします。本案に関

する委員会報告書作成に関しまして

は、委員長に御一任願いたいと存じま

するが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大西委員長 御異議なければさよう

とりはからいます。

○大西委員長 次に中小企業金融公庫

法案を議題といたします。質疑の通告

がありますからこれを許します。永井

勝次郎君。

○永井委員 政務次官にお尋ねをいた

したいと思いますが、中小企業に對す

る対策の前提となるものは中小企業の

診断の問題であると思うのでありま

す。この金融公庫は長期金融をなそう

というのでありますけれども、それは

中小企業対策の一部の問題であるので

あります。中小企業の現在の状態をど

ういうふう診断し、金詰まりである

から金を貸してやる、税金が高いから

税金を貸してやる、それだけで中小企

業が安定できる条件にあるのかどう

か、そういう中小企業に對する相対的

な診断の上に立つて、その対策のうち

のどういふ役割を果そうとしてこの公

庫を設立してこれを運用するのである

か、その性格を明確にしていたきた

い、かように思うのであります。

○古池政府委員 ただいまのお尋ねは

まことにこもつともお尋ねだと存じ

ます。中小企業が非常に苦しい立場に

置かれておることは申すまでもないの

であります、特に今一番当面してむ

ずかしい問題は、また中小企業者とし

て希望しておられます問題は、金融を

何とか緩和して金に借りられるよう

にしてほしいという希望と、税金を

極力安くしてほしい、この二つがやは

り大きな要望であるように存じておる

のであります。しかしながら、さらに

そのもとを掘り下げて考えてみますな

らば、日本の中小企業を今後どうい

う面において合理化し、発展させて行

べきかという大きな企業診断の問題が

あることはお説の通りだと存じます。

ただいま個々の中小企業につきま

して、それ、中小企業庁が中心になり

まして、各府県あるいはまた地方の局

と密接なる連絡をとりつつ企業診断を

やり、指導をいたしておるのであり

ますが、これは個々の企業に對する問題

でありまして、さらに大きいえば、

日本全体の企業の構造をいかにすべき

かというような問題にまで発展して考

えなければならぬと存じます。何と申

しまして、日本の産業の絶対多数、

九十パーセントという事業は中小企

業に属しておることも御承知の通りで

あります。わが国としましては、ほと

んどに産業を振興させるためには、決

して大きい企業のみを片寄つてはいけ

ないのであつて、この九十パーセン

トに及ぶような中小企業者をほんとう

に働きやすいようにし、またその能力

を十二分に發揮できるように考へて

府としては指導せねばならぬと考へて

おります。とは申しながら、しかし大

企業と中小企業との間の関係は、これ

は決して無視することはできないので

あります、中小企業の中には、いわ

ゆる大企業の下請的な仕事をやつてお

られる事業が相当な数に上つておると

思います。こういう場合には、大企業

が發展し安定することによつて中小企

業もまた安定し發展する道があるわけ

であります、必ずしもその場合に

は、大企業と対抗的に存立するものと

も申し得ないと存じますその辺の事情

が非常に微妙なところでありまして、

必ずしも政府としましては、大企業に

ばかり力を入れるというような間違つ

たことはやらない、中小企業も存分に

生きられ、またそれ、の機能を發揮

できるように、今後の産業構造を考へ

る場合その辺のところは十分注意して

行かなければならぬと考へております

るが、さしあつたつての問題として

は、何としても税の軽減と金融の措置

にある、かように考へまするので、

今回御提案申し上げました中小企業金

融公庫法案も、その意味から申しまし

て目下特に必要性のある問題である、

かように存じております。

○永井委員 産業構造の問題と、日本

経済の今後の対策が中小企業の今後の

あり方を決定すべき基本的な問題であ

るとわれ、はこう考へているのであ

ります。政務次官は産業構造の問題に

触れたのであります、こもつと

もであると思うのであります。そこ

で、今経済審議庁その他の統計により

ますと、国内における消費過剰である

ということが数字的に示されておる。

そこで国内における消費過剰であるならば、この消費過剰を抑えて、これを輸出重点に移して行くか、あるいは国際情勢が戦争の危機が去った——まづたく去つたわけではありませんが、緊迫した情勢は遠のいた。そこで今後は国際的には、平和産業、輸出貿易が競争の中心に置きかわつて行くであろう。こういう情勢の中では、軍需産業、軍事的な性格の産業から、平和的な性格の産業へ漸次転換をして行かなければ、国際社会における競争力を持つことができない、こう思うのであります。国内には消費過剰を抑えて、輸出重点にこれを向けて行く考えなのか、あるいは産業構造の問題としては、軍事的な性格から平和的な性格の産業へこれを転換して行くか考えなのか、ひとつこの点の基本的な態度をお示し願いたい。

○古池政府委員 世界的情勢は戦争の危機がやや遠のいた感じがいたすということも、私もさう思うに存するのであります。しかしながらそれかと申しまして、当分のうちは戦争は絶対ないということも保証できないのではなかつたかと考へるべきであります。もちろんわれわれの希望としては、戦争というやうな悲惨なことは将来でできる限り先に延ばされて、ついにさういうことが絶対にないという世界が現出することは、理想ではありますけれども、しかし現実の問題といたしましては、必ずしもその理想通りに参らぬ場合もあるかと思ひます。しかしただいまお話になりました、日本は消費面が非常に進み過ぎているのではないかと、数字は持つて参つておりませんか。

も、ともかくあれだけ経済的にどん底までやつつけられた日本が、今日この数年の間に相当生産力を増して参りまして、日常の生活から申しまして、あのころには想像もし得ないくらいに回復して来ておる。もちろん住宅その他について不満な点はまだあります。しかし大体において日常生活としては消費生活においては相当のところまで回復して参つてゐるというところは、御承認願へるだらうと思ふのであります。しかしこれをたとへば戦いに勝つたと称せられるイギリスあたりの国民の消費生活と比べてみますと、イギリスあたりの生活がそんなに日本よりもよいという報告もあまり聞いでおらぬのであります。そうしますと、もう少し日本は消費生活を自粛しまして、さらにお話になりましたやうな貿易振興というやうな面に、産業の方向も向けて行くべきではないか。いかにいへば、生産財の生産ということに今後さらに一層力を入れねばならぬのではないかと、さう考へておるのではないかと。なお平和的な産業を増進すべきではないかという御説も、まことにごもつともであります。わが国としては健全なる正常貿易によつて今後の自立経済というものを確保する、国際収支のバランスをとるということが目的であるかと思ひます。その意味からいまして、漸次特需というやうなものは減つて参るわけであり参るから、これを正常な平和的な産業による製品の貿易に振向けようと思ひます。ただそれも今いつからというふうな切りがえるかという点とは、簡単には参らぬと思ひます。

で、これは順を追つて、漸次その移りかわりを上手に持つて行かなければならないかと思ひますが、目標といたしましては、あくまで平和的な産業を奨励して、これによる正常貿易の確保というところにあらうかと存するのであります。

○永井委員 口で言うだけではだめなのであります。国の経済政策全体がそういう方向へ指向しなければいけないと思ふのであります。そうしますと、中小企業はこの金融公庫を運用いたします場合に、ただいまのやうに平和産業へ漸次持つて行くというためには、これの貸出し対象は、軍事的な産業はこれを抑えて、平和的な産業へ、貸出し対象を置いて行く。あるいは国内消費的な産業でなくて、輸出を重点に置くところの産業の方向へ金を貸して行く、あるいはこの面を盛り上げねばならぬというやうなところは金を貸して、これは押さなければならぬというところはこれを押さなければならぬ、さういふふうに考へるのであります。この金融操作のねらつてゐるところは、一体これの果す役割、さういふものに対してどういふふうに考へておるか。これは当該長官である岡田長官に、この点について伺いたいと思ひます。

○岡田(秀)政府委員 公庫ができました、運用する段階になりました。この公庫は大体代理貸しをその主たる方針としておりますから、代理店になります。金融機関に対して、融資の大きな根本の骨組みの指図はいたさねばならぬかと思ふのであります。お話を、どういふやうな産業に重点を置いて貸出しをするかという点は、その中

で考慮されねばならぬ問題かと思ふのであります。現に開発銀行が昨年の九月から見返り資金の中小企業向けの貸出しをやつております場合に、おきまして、輸出産業あるいは基幹産業、生活必需品産業ないしこれら三つのものに相当深い関係のある部門というやうな大きなわくが示されておるのであります。われわれもいたしまして、さういふ意味におきまして、大体は開発銀行が考へておりますやうな方向でやつて行けば、今御指摘になりましたやうな線においても妥当ではないかと思ふのであります。具体的な申し上げますれば、まあ平和的な産業あるいはさういふふうになりますと、かなりわずかしいのでございます。私どもの方はもう少し単刀直入に、製造業でありまして、主としてマイニングの鉱業であるとか、土石採取業、建設業というやうな業別を指し示して、この公庫の金はさういふ方面には行つてよいのだというふうには代理店に示さうと考へておるのであります。御説の点は製造業者の中に、何の製造業かというところまで深く立入るといふ点であるかと思ふのであります。これはむしろあまり深くこまかくわれわれの方から指図するといふよりは、金融機関等がある程度裁量できるようにしておいた方が、実際の運用に適切ではあらうかと考へておるのであります。

○永井委員 第二条における「政令で定める業種に属する事業」とこれはどういふ業種であるか、具体的に御説明願ひたい。

○岡田(秀)政府委員 これは公庫法ができました、その施行令で定めるわけであり参るから、まだきまつては

らないのであります。私どもの腹づもりといたしましては、現に中小企業信用保険法におきまして業種の指定をいたしておるのであります。その中からサービス業等特定のものを除きまして、おおむねこの信用保険法にきめておりますものを拾ひたいと考へておるのであります。先ほど申しましたやうに、この趣旨から申しますれば、製造業でありますとか、鉱山の関係、土石採取、建築関係、物品販売業、輸送業、あるいは倉庫、電気の供給、ガスの供給、印刷出版、医者の業等、かようなものを掲げるつもりにいたしております。

○永井委員 事務的な手続としては、この法案ができてから政令が出されるわけであり参るけれども、これは前議会において流れたのであり、ことに前議会においては、もうさつそくこれを実施に移さなければならぬという趣旨があられた問題であります。政令の案はもうできてゐるはずである。もしできてゐるならば、この法案と並行して、具体的にどういふふうなこれは運用されるのかという事柄をこまかく知らなければならぬので、この政令を資料として出す用意があるかどうか、これを伺いたい。

○岡田(秀)政府委員 われわれが予定しております業種指定の案は、一枚刷りでございますが、御要求がありますれば、いつでもお手元へ差上げます。政令の全体といたしまして、今の業種の指定のほか、登記の手続の関係等事務的な事柄でありますので、法案が通りますれば、いつでもその準備にかかれるように私どもとしては用意いたしております。

○永井委員 この政令を資料として本委員会に出していただきたい。それからこの運用にあつても、業務方法書あるいは事業計画書、こういうものが用意されるはずであります。こういうものも資料として出せるかどうか。事務的な順序としては総裁なり何なり公庫の陳容ができて、そうしてまとまるものでありましようけれども、そういうものはもうすでにできておるものとわれ／＼は予想されるので、そういうものが出せる段階にあるかどうか、これを伺いたい。

○岡田(秀)政府委員 これは今お話になりましたように、やはり総裁がともかくできませんと、私どもの方で必ずしも銀行の実務に精通しておるというわけでもありませんので、一応われわれが頭に描いておるものはございませうけれども、総裁ができて、それでいいんだということになりまないと、あるまじうた案として、この権威ある委員会へ御提出するのは、まだいささか時期尚早ではないかと存じておるのであります。

○永井委員 それでは最近議会で話された試案というふうなものはやつておるものでありますから、岡田試案という、そういう業務方法及び事業計画の構想があるならば、その輪郭を示していただきたい。

○岡田(秀)政府委員 これは岡田試案というほどむずかしいものではございませぬので、事業計画とか資金計画なんかの大体の骨子は、法案の要綱に出ておるのでございます。それを総裁が実際に仕事をするのに便利なように一覧表に書き表わすわけでございますようが、これはどうも私の案というの

を云々申しましてお手元に差上げることは、かえつて失礼かと思われるような関係もございませうので、この要綱に、たとえば公庫は自分の目的を達成するために中小企業に貸付をする、その条件は次の通りである、たとえば使途は設備資金と長期運転資金であり、貸付金額は一企業者当り累計一千万円である、利率は一律を基準とする、償還期限は一年以上五年以内である、すえ置き期間は一年以内である、担保は適当な担保をとるというふうなことが要綱に書いてあるものであります。これを非常にもつたらしめて書きますと、事業計画書になるわけでございます。でありますから、私の案とかいふほどのこともないのでございまして、政令の案でございませうれば、先ほど申し上げましたように、法律がございませうれば、大体のものはすぐ官報に載すような準備もいたしておるから、その方でもございませうれば、いつでもお手元に差上げることができると思ひます。

○永井委員 日本開発銀行中小企業部から、国民金融公庫が、債権として引継ぐものがどのくらいあるのか、そうして、その内容の実態はどうなつておるのか、これを詳しく伺いたいと思ひます。中小企業部には相当に不良貸付分があるのではないかと、それをこつちの金庫が引継いで跡始末をするのではたいへんなことになると思ひますので、この引継ぎは本法施行の日に行なうのでありましようか、その引継ぎ手続方法や、事務的な取扱及びその大体の債権について説明を願ひたいと思ひます。

○岡田(秀)政府委員 これは開発銀行から公庫が引継ぐわけでございます。中身をつき合せまして、双方納得の上である日にちを切つて引継ぎを完了いたすわけでございます。目下は開発銀行側で整理をされておるものであります。が、いつこれを引継ぐかということとは——公庫が発足するその日から引継ぐということは、実際上の公庫の業務運営上必ずしも必要でございませぬので、公庫発足直後当分の運用は、出資金並びに資金運用部からの借入金——商工中金の分を除いて現在百億と予定されておりますが、それによりまして相当の業務運営ができることになつております。従いまして開発銀行では今鋭意整理が進行いたしておるもので、できるべき公庫の、開発銀行の債権を担当すべき職員がございませうれば、その方と開発銀行の方とで一つ／＼立会の上、引継ぐものをがつちりと引継ぐというわけをつけたいと存じておるのであります。ただいま大蔵省と若干話し合ひをしておりますところの一つは、過去において中小企業というものの定義がいろいろとかわつて来ておるのであります。たとえば従業員が百人であつた場合もございませうし、資本金が三百万円以下を中小企業者と見ておつたときもあるものであります。従いまして過去の復金とかあるいは見返り資金なんかの場合に、その当時中小企業貸付として扱つたものを開発銀行へ引継ぐか、それとも現在の中小企業というものは、たとへて申しますれば資本金は一千万円まで広がつておりますから、一千万円以下のものは当時は中小企業でなかつたけれども、現在の中小企業貸付として引継ぐかというところ

で、若干議論のわかれておる点はございませうが、どちらの議論をとるにいたしてもさしつかへがないように、開発銀行としては整備を進めておる段階でございませう。

○永井委員 従来の中小企業規定に基く限界のもの、現在の新しく改正された中小企業の定義に基く分、この二つの場合についてこまかいことはわからなくても大よその金額、引継ぐべき債権、金額なんかおわかりだらうと思ひますが、大体の見当は幾らか、大体のところでもよろしいからお示しを願ひたいと思ひます。

○岡田(秀)政府委員 復興金融公庫から開発銀行が引継いでおります債権のうち、三百万円以下を引継ぐと、大体二十一億円見当と今のところ押えられておるのであります。それを一千万円限度に考えますとおおむね五十億見当と相なるのであります。

○永井委員 金融公庫の場合零細業者に対しては国民金融公庫がやつて行くのだ、それから大きな方の金融については一般銀行及び開銀がこれをやつて行くのだ。中小企業金融公庫はその中間的なところをねらつて、しかも長期な金融を主としてやつて行くのだ。抽象的に言えば、そういうことも言ひ得るでありましようけれども、この中間層をねらうという意味合から、中小企業の定義をくつと広げられて来たわけでありませう。長官が言うように、資本金一千万円、組合については三千万円というふうな相当大きな金融が対象になつて来るわけでありませう。この配付された資料等によりまして、普通銀行がいろいろ大蔵省のさしずによりまして、中小金融特別店を設けて、中

小企業に対する金融をやるようなセブチアを示しておりますけれども、その実質、内容を調べてみますと、ただ申請に店を開いてあるというだけでありまして、パーセントをいたしますと中小企業に対する融資のわくは若干ふえておるようでありませうが、このわくのふえというものは、実質的なふえではなくして、中小企業に対する三百万円が五百万円により、五百万円が一千万円になつた結果としてのパーセントの上りであつて、内容的、実質的には、中小企業者に対する金融のわくは非常に減つて来ているのではないかと、こうわれ／＼は考へるのであります。この中小企業金融公庫の実施にあたりまして、まず中小企業に対する規定をすつとふくらまして、資本金一千万円、従業員三百人というふうな規定になりますと、相当大きな対象になつて来ます。そういうふうな信用のある企業を対象にして、重点的に資金を流すということになれば、われ／＼が今審議してその実現を期して来るとは違つた金融がなされて来るのではないかと。もちろんその窓口が普通銀行であり、あるいは信用金庫であり、あるいは商工中金であるというふうな、窓口はそこに開いて、実際に貸付を中小企業自身がこの業務をやるわけではありませぬけれども、先ほど来申しました通りに、今後の日本の産業構造をどういうふうに行うか、中小企業の安定の基盤をどこに確立して行くのだ、そういう方向への一つの呼び水として、それへの一つの助けとして、この金融を効率的に活用して行くのだというためには、少数の業者を対象

にして金融するのではなくて、できるだけ広い対象においてこの金融をなしで行かなければならぬと考えるわけでありました。ことにわれ／＼が心配いたしますのは、北九州に災害が起つた。この金庫が開設されるのを幸いとして、この金庫をもつて地域的に、集中的に、当然一般会計で一般公共事業費なりそういう面で災害対策をやらなければならぬのを、その責任を尽さないのでは、この金庫の助けを借りてこれを活用せよというふうな考えも持つていこうというのであります。金庫が成立の当初においてこのようなゆがめられた運営から出発いたしますと、今後の金庫の運営についても、この審議にあたりましては、十分に検討もしなければならぬと、内容についても、相当の修正も考えなければならぬと考へるのではありません。一部に伝えられておるところによると、中小炭鉱では、このわくをさらにふやして、ひもつきで、この金庫が貸出する前から、この金庫からこれだけの金を借りることができるといふような予定を組んでおるといふこともわれ／＼は漏れ聞いておるのであります。そういうことになりまして、これを設けたわれ／＼の趣旨とは相当違つて参ると考へるのであります。長官はこれの運用にあつて、どういふ層をねらつて、この金庫の果たす役割をどういふふうなところに置いておるか。それから、これの実際の運営にあつては、直接携わらないのであります。それ／＼の金融機関がこれを窓口で扱うのでありますから、それに対してこちらの考え方をどういふふうな形で透過して、これを有機的に運営して行くのか。それから

ひもつき金融というふうなことがすでに予約されているのかどうか、そういうふうなことをひとつ伺いたい。

○岡田(秀)政府委員 ただいまの御質問、まことに適切な御質問でございます。して傾聴いたしたのであります。確かに一千万円までの貸出し限度、一件当り一千万円というふうになつておりますものが一千件集まると、百億に相当するわけでございます。千件の貸出しが終ればもう公庫は今の出資借入金だけであります。店じまいというふうになるのであります。かような意味において、あるところに偏した運営が行われては相ならぬことは申すまでもないのであります。たださうな一千万円にいたしました理由につきましては、たとえばわれ／＼の方で企業診断等をいたしましたし、七、八百万円から一千万円近い貸出しがあれば非常に都合よく行くという事例があるのであります。貸出し限度はあまり高過ぎてもいけませんけれども、あまり低過ぎても融通がきかぬという欠点がございますので、貸出し限度は一千万円程度にいたしておるのであります。しかしながら、お説のように、どちらかといへば一件当りの金額は、そう大きくなくて、広く中小企業者の方へこの有利な金が貸し出されるように公庫が運営されることが望ましいというふうにつきましては、異論がないわけでありま

らう傾向がございますのを、そうきらわなくても済むようなふうに手数料料をあんばいするとか、あるいはたとえば五百万円から五百万円というところで一応の線を引きまして、それ以上の貸出しについては、代理店から一応公庫の方へ内容の報告をさすとか、さうな事例も考えまして、これがよく必要な場合に、一千万円近い貸出しが行われることはやむを得ぬといたしまして、それが偏在しないようになくふうを公庫の運用上とつて参りたいと考へておるのであります。

なお中小企業の定義の問題をいたしまして、今回の公庫法において、従来よりも資本金の額並びに使用人員の面におきまして、中小企業の定義を拡大いたしておるのであります。これはさきに御審議願ひました信用保険法の場合におきまして、その定義の改正となつたと同様なのでございますが、現在すでに中小企業関係におきまして常識となつておるようにならぬに私どもは理解いたしておるのであります。たとえば開発銀行の中小企業貸出しにおきましても、資本金が一千万円ということになつて参つておるような状況でございます。いさ／＼な点から見まして、資本金一千万円というところにいたしまして、一方におきまして、先ほど申しましたように貸出し限度を一千万円で押え、しかもそれができ得る限り一千万円の限度に近いところで運用されるのではなくて、広く比較的少額の貸出しが行われ得るような方針をとるといたしますれば、御懸念の点は大体避けて行けるのではなからうかと私は考へております。なお大銀行等につきましてのお話もあつたのでありま

すが、銀行が中小企業に対して、必ずしも十分のサービスをしておらぬということは、非常にやかましく論ぜられておるのであります。私どももいたしまして、中小企業庁が主となりまして、中小企業を含めましての金融機関との懇談会を持つておりますが、その席上におきまして、その都度申し伝えておるようなわけであります。ただ大金庫機関、全国銀行におきまして中小企業向けの貸出し件数は、約八十万件にも及んでおるような次第であります。全貸出件数の九六％は銀行にいても中小企業になつておるという現状を見ながらも、さらに改善をしてもらうように、極力努力しておるような現状でございます。

○永井委員 資本金が一千万円で従業員が三百人以下の場合、普通銀行から一千万円なり、二千万円の金を借り。その足りない分としてこの金庫から五百万円なり一千万円を借り、こゝういふようなことがあり得ないか。そゝういふような場合、そゝういふ条件をどういふふうにして押えることができるか、これをひとつお聞きしておきたい。

○岡田(秀)政府委員 それは実はさしつかえないと思つております。たとえば商工中金のように、中小企業専門の店舗でございます。公庫の金でない、商工中金それ自身の金を借りておる人が、別途公庫の金を借りるといふことは、金融機関においてそれを認め得るものであります。さしつかへがないと今は考へておるのであります。

○永井委員 そういたしますと、たとへば普通銀行で一千万円甲というものにこげついた、そのこげつきを自分の銀行で回収するために、金融公庫に切りかえて、金融公庫から一千万円出させて、自分の銀行へこれを回収させる、こゝういふことをなさることが可能でありますか。そゝういふ関係を防ぐことはどういふふうにお考へてありますか。

○岡田(秀)政府委員 私どもは実はこの点を一番懸念いたしておるのであります。今度の公庫の貸出しは、私の現在の考へでは、旧債の肩がわりはどゝうも弊害が非常に多いから認めないようになつておるのを考へておるのであります。そゝういたすにいたしても、金融機関において誠意がなくて故意にもぐろうといたしますれば、実はこれはなか／＼発見に困難なのであります。しかしながら公庫といたしましては、貸出しの報告は全部その都度もらいます。かりにまた法律によりまして代理店の業務の状況等も一応調べらるゝようなことができれば段取りになつておりますから、極力公庫自体におきましてもさうなことのないうちにいたしまするとともに、大蔵省が銀行法その他の法律に基きまして銀行検査をいたすのであります。その銀行検査に際しまして、この公庫の金に関する運用状況を特に重点的に見てもらつていふことによりまして、さうなもぐりの、自分のこげつてとれない債権を公庫に振りかえることによりまして責任の限度が少し軽くなるというふうなところを悪用されることを防止して行きたい。そして調査の結果、さうなことが判明いたしますれば、さうな代理店はもう代理店でないようにすると、こゝういふふうな方法で實際上

そういう濫用を防止して行くよりほか
ないと思ひます。

「委員長退席、福田委員長代理着
席」

○永井委員 この金庫は資本金百億円
でありまして、各金融機関にこれを流
し、各金融機関は自己資本を加えてふ
くらまして、これを貸し出すという図
になつておりますが、今後操作する資
金源の総額は、どのくらいの金額に見
ておるのでありますか。

○岡田(秀)政府委員 実はあの金は、
公庫から流れて来ます資金と、代理店
である金融機関が自分で持つておる金
とを加えて流すということを示すつも
りの絵ではないのであります。むしろ
一つの金融機関があつて、自己資本
として流す分と、公庫から来た分は別
に流すのだというようにとつていただ
きたいと思つて描いたものでありま
す。公庫は現在のとおり判明いたして
おるところでは出資百億、資金運用部
から借入金二十億、合計百二十億が
ありまして、そのうち二十億が商工中
金に貸し出されておりますから、今後
としては一応百億、そのうち開業銀行
が四月以降貸し出してありますもの
は、公庫が成立いたしましたら買ひも
どすことになつておりました。これが
二十億弱でありますので、この二十億
を差引きますれば八十億になるわけ
であります。そのほかには先ほど御質問が
ありましてお答えいたしました開業銀
行からの債権の引継ぎがあるわけであ
ります。その引継ぎます債権の回収分
が大体十億ないし十四、五億かと考
えられております。そういったしるべ
八十億と十億ないし十四、五億です
から、九十億ないし九十四、五億程
度の

ものが来年の三月三十一日までに公庫
で運用し得る金額である、こういうこ
とに相なるかと思ひます。

○永井委員 九十五億の中からは、自
転車競輪から貸出しの四億ですか、こ
れはもうひもつきで出るわけですか
ら、実際の融資金額はもつと減るので
はないですか。

○岡田(秀)政府委員 確かに自転車の
関係は、四億ひもつきで出るわけであ
りますから、自転車を除けば、それは
それだけ減るわけでありまして、
○永井委員 主たる事務所を東京に置
いて、従たる事務所を地方に置くとい
うことが、従たる事務所はとりあえず
どこ／＼に置く予定にしておるのであ
りましようか。

○岡田(秀)政府委員 この公庫の人間
は、役員が七名、職員が五十名で、大
体五十七名程度のごく簡素な姿で出
発して行くことに相なつております。
従ひまして店舗といひましては、ま
ずさしあたり主たる事務所だけ置きま
して、地方の出先は当分は置かずに運
営し得るものと考へておるのでありま
す。もし地方に置かねばならない状態
になりました場合におきましては、た
とえば商工中金の出先を利用すること
ができるかどうかというふうなことも
十分検討しました上で、やはり独立の
事務所を持つ方が妥当であるというふ
うなことに相なりますれば、その際考
えてみたいと思つております。

○永井委員 非常に掛金は大きいので
ありますが、中身を割るとわずかに九
十億内外の資金量、これの運用にあた
りましては地域的に配分するのです
か、たとえば北海道に幾ら、あるいは
東北地方に幾ら、九州地方に幾らとい

うように地域的に配分の計画があるわ
けでありますか、あるいはまた金融機
関がこれらの窓口になるわけでありま
すが、それ／＼の金融機関に対する配
分計画はどういうふうな考へておる
か、これをひとつ……。

○岡田(秀)政府委員 これは銀行の実
際の実務の範囲内に属する部分が非常
に大きな問題でございまして、実
際は公庫のおもな役員に金融の知識の
多い人が出て来た場合にわれ／＼も一
緒に相談したいと存じておるのであ
ります。私どもの感じといたしま
すれば、現在開業銀行がやつておりま
すやり方、これは金融機関別に一、四
半期ごとに一定のわくをきめてやつ
ておるのであります。そのようなこ
とも一つの事例として参考になるの
ではないかと考へておるのであります。
北海道に幾ら、東北地方に幾らとい
うようなわけ方は、多少実際問題と
してむづかしいのじやなからうかと考
えておりますが、はつきりこの線で
行くのだというのを、ここで申し上げ
るところまではきめておりません。

○永井委員 内容的には信用の確実な
ところのみ安易な方法で流れるとい
う心配があるのであります。これをで
きるだけ零細業者で、助長しなけれ
ば――若干の力を注いでやれば十分
に自営ができて行く、こういうような
ところでは十分にあなたか目をもつて
これをやつて行かなければならませ
んし、あるいは主たる事務所が東京都
内からやんと言つて参ります。そうす
るとこの金融公庫は国全体の中小企業
を対象にしてなされた金庫でありなが
ら、地域的には東京中心ということに

なりがちである。これは相当地域的に
配分を考へて行かないと、地方は全然
この恩恵に浴することができない。も
とも資金源が九十億内外という零細
なものでありますけれども、政府の中
小企業に対する金融の考へ方というも
のは、わずかであつても全国の津々
浦々にそういう一つの計画の恩恵に浴
させるのだ、こういう一つの考へ方だ
けは、そういう運営の組織だけは、確
立する必要があるのではないかと、こ
ういふ投げつばなしであれば東京中心
になつてしまひます。そういう点の是正
は運用の点においてどういふふうにお
やりになるか。

「福田委員長代理退席、委員長着
席」

○岡田(秀)政府委員 実は本店は東京
に置きますが、われ／＼の現在の考
えでは、公庫は直接貸はせぬという建
前にいたしておりますので、本店に集
中するということはないかと思つて
あります。私どもこの公庫の運用
に關しまして地方へ出向きまして、プ
ロツク別に、実際の金融をやつてお
れる方、あるいはこの公庫の対象にな
り得る業界の方々と懇談の機会を持
たのであります。その場合におきま
しても、たとえば公庫が主たる事務所
のほかに支店あるいは支所のごとき
のを置くといひましたけれども、たと
えば九州で福岡に支所ができれば、
は得をするかもしれぬけれども、鹿児
島県のものはどうも置いてけぼりな
うな心配があるというふうなことを
申されたのであります。事務所を
ある程度ふやしまして、心配をいた
しますればやはり心配は残るのであ
ります。しかし私どもといたしまして

は、いろいろ金融機関を代理店にし
て、これに活躍を願ひますことによ
りまして、お説のように津々浦々まで
ある程度金が動くという態勢がとり得
るのではないかと存じております。た
だいまの御意見の点、実際に運用に具
体化できますよう、研究は今後もな
おいたしたいと存ずる次第でありま
す。

○永井委員 私人ですつと質問して
も何であります。私はこの金庫の出
発は非常に心からこの健全な成長を願
つてやまないわけでありまして、資金源
からいへば非常に零細なものであつ
て、大きな直接の期待はできないわけ
でありますけれども、こういう方法
でこれを順次育てて行かなければなら
ない。これはこのまま育ててよいか
どうか、こういうことは一にかかつて
この金庫の誕生による今後の運営いか
ん、またこの結果いかん、実際の運営
に当る人の考へ方いかんというものが
これを決定するものである、かように
思つてあります。従つてこれの審議
にあたりましては、もちろん直接融資
をやらないから、代理店が代理貸し
をやるわけでありまして、これはな
かなか間接な影響しか与えられないと
いう点については、これは非常に隔靴
搔痒の感はあるわけでありまして、徹
底させて行かなければならぬと思つ
て、主として政府の考へ方が十分に徹
底して行かぬかというわけ／＼は条文
それ自体の審議は別として、主として
金融操作の問題については十分にもつ
と研究もしなければならぬし、わずか
であつても、この九十億内外の金融を
どういふふうな効果あらしめるかとい
うようなことを十分に――零細であれ

ば零細であるだけその効果を大きく期待してわれ／＼はやつて行かなければならぬという立場において、もつとこれは十分に審議したい。そうして十分にこれは国会のわれ／＼の意見をくみ入れて運営に当つていただきたい、こういうことを願ひましてきようはこれだけにしておきます。

○大西委員長 次は首藤新八君。

○首藤委員 私には率直に聞きますが、第二条の「中小企業者」とは」という条項で、農業協同組合、農業協同組合連合会以下水産、森林という組合が対象になつておりますが、こういう組合は大体農林金融公庫の方で対象とすべきで、この中小企業の金融公庫からはずれるものと常識的に考えられるのでありますが、これはどういう意味で入れたんですか。

○岡田(秀)政府委員 農林漁業金融公庫におきましては、漁業をするとか、あるいは農業をする、つまり魚をつる、あるいは農作物をつくるという直接の關係の設備資金を金融することにしたのであります。たとえば魚にいたしましては、たとえば魚にいたしましてはそれを冷凍する、あるいは加工いたしましてかまぼこをつくるというようなこと、あるいは農作物の販売關係の事務、これは商業の關係あるいは製造業の關係ということになりまして、農林漁業の金融公庫の対象になつておりませんので、製造業ないし販売業の關係をいたしまして、これらの農業協同組合でありますとか、農業協同組合連合会とか、水産業協同組合のやりますものもその限度において当公庫の金融の対象にする、こういうことになつておるのであります。

○首藤委員 一面においては加工品を

取扱うという性格を持つておるかもしれませんが、農協あるいは農協連合会はそのおもなる目的は要するに農産物の製造に重点を置かれておると思うのであります。この点から考えれば当然農林金融公庫からの対象になるべきであつて、この中小企業金融公庫の対象からはずれるものと私は考えるのであります。しかもこれをやることによつてわずか百億ないし三百億の資金源ではとうていこれら広範圍の需要には応じ切れない、せつかく中小企業の指導育成を中心とした金庫の機能を十分に發揮しないやうなうらみが十分あると思うのであります。むしろ農林金融公庫でそういう範圍に限つておるならば、範圍を拡大いたして、そうしてこちらの方からは除外すべきだ、こういうふうに考えるのですが、その努力をいたしたらどうですか。

○岡田(秀)政府委員 お説確かにごもつともでありまして、私どもの方としては、運用上におきましてはこの組合の關係から金融の申出があり、またした場合には、やはり農林漁業金融公庫の対象となるかならぬかという点を第一に考えてもらひまして、優先的に先方の公庫から扱つてもらふ、そして先ほど申し上げましたやうに、製造業であるとか、販売業というふうにはつきり言えるものだけ例外的に取扱うやうな運用をいたしたいと思つておるのですが、従来から信用保険におきましても同様な扱いになつておりますので、一応今回におきましては従来の例にならつておるのであります。確かに先ほど申し上げましたやうなふう

に運用いたして参りたいと考えております。

○首藤委員 この点は今後運用上格段の注意を払つて、そういう方向にせむ持つて行つてもらひたいということを申し上げておきます。

次にお尋ねしたいのは、代行機關を使つた場合、事故ができた場合に責任はどちらにあるのか、公庫にあるのか、あるいは代理機關にあるのか、その点をお伺ひしたいと思います。

○岡田(秀)政府委員 この公庫と代理金融機關との關係は、現在二色考えておるのでございまして、いわゆる専決代理というふうな言葉で私どもが申しておりますものは、金融機關が貸付の申込みから審査から貸出しの決定まで金融機關の責任においてやる、その場合におきましては、金融機關は貸出し金額の八割までを公庫に対して責任を負う、そして二割は公庫で責任を負うという關係に相なつておるのであります。それから申込みから審査等は自分でやりまして、決定それ自体は公庫に持ち上げて来るという一部代理の場合におきましては、代理金融機關は三割責任を持ちまして、公庫が七割の責任を持つということに考えておるのであります。さういふ關係でございまして、私どもの方としては、最も多く利用されるであろうと考えております。前者の場合におきましては、金融機關はいよ／＼貸倒れができてしまひますれば、一応その債権は公庫の債権でございまして、代理機關は公庫に対して八割の責任を負担するわけでございまして。

○首藤委員 その点がまたはなはだ不可解に私思ひますが、もし代理金融

機關が大部分の責任を持つということになれば、やはり中小工商業者に対する融資は従来とあまり相違がないのではないかと。やはり厳格なる調査、その他資金の運用についてこの前と同じやうな堅持においてこれを審査するということになれば、せつかくこういう特殊機關を設けても、中小企業者の受ける利益というものはきわめて乏しいのではないかと。従つてこういう特殊な目的を持つてわざ／＼こういう公庫をつくる以上は、多少の危険があつても、なるべく中小工商業者を育成するやう立場に重点を置いた考え方で、従つてこの責任も大体公庫が持つという方向に持つて行くべきではないかと私は思うのですが、これはどうですか。

○岡田(秀)政府委員 私どももいたしましては、一方にこの代理機關の貸出しの業務が放漫に流れ過ぎてはいかぬという要請がございまして、一方におきましては、御指摘になりましたやうに、あまりに審査が厳重になり過ぎるということもこれは避けねばならぬ、兩者の間の調節をどの辺でとるかというところが実はなか／＼むずかしいのでございまして。今度の公庫の業務とほぼ似たやうな仕事を現にやつておりますのは、開発銀行の見返り資金によりまして、中小企業向けの貸出しでございまして、この場合は、代理金融機關が百パーセントの責任をとることになつております。甲方式というのが一番多く利用されておるのでございまして。この金融機關に百パーセントの責任を持たすことになりまして、どつちかといへば、金融機關が非常に厳重にやり過ぎるということが出て来はせぬか。現在の開発銀行の運用では特にそう露骨に

そういう点が出てくるということでは聞いておりませんけれども、さうなことに相ならうかと思ふのであります。その間の調節をとる意味におきまして、金融機關の責任を八割、公庫の責任を二割ということにいたし、もしも金融機關が多少資金があるというやうな場合には公庫に上げて来ますれば、そして公庫が貸付資金をぬきめます場合には、金融機關の責任を三割まで下げてその間の調節をしよう、さらにはまた信用保険法の改正をいたしまして、従来よりは保険の利用をしやすいうやうなふうにも裏打ちをいたしてございまして、両々相まちまして御趣旨の点が相当程度実現し得るやうなぐあいに考えたつもりでございまして。御趣旨の点はなお今後の研究にまかしたいと存するのであります。われ／＼が現在この法案を御提案申し上げておる気持はさういふところにあるわけでございまして。

○首藤委員 金融公庫に責任を持たせれば貸出しが放漫になるかもしれないという御心配のやうですが、私はこれは承認できないのであります。何となれば、代理金融機關もやはり自分の店の名譽あるいは信用というものがありますから、かりに責任がなくて、それだからといって放漫になるやうなことはあり得ないと思ふのであります。これは政府においても相当お考えになる必要がある。それでなければ、せつかくこういう特殊な機關をつくりながら、その目的を達成しないといううらみが多分に残されることを私は心配するものでありますから、十分に考慮をお願いしたいと考えます。

〔委員長退席、小委員長代理清席〕

そこで、今度の貸出しの限度は千万円ということになっておりますが、期間はどういうことになっておりますか、お伺いしたいと思います。

○岡田(秀)政府委員 これは一応五年まで認めることにいたしておりますが、すえ置き期間をそのほかに一年認めておりますから、すえ置き期間を入れますれば、一年待つて四年で返すということになるのであります。最長五年でございます。

○首藤委員 次にこの融資の目的は、設備に重点を置くか、あるいは運転資金に目的を置くか、その点を伺います。

○岡田(秀)政府委員 どちらに重点を置くかという点はむずかしいのでございますが、どちらにもケース・バイ・ケースによりまして、最も必要とされる方向へ、設備であれ、運転資金であれ利用していただきたいのであります。が、先ほど私の方から別途御説明申し上げましたように、救済の肩がわりはこれを認めないようにはいたしたい、こう申し上げたのでございます。要は、この貸出しによりまして、当該借入人が公庫の金を借りたことを契機といたしまして、その企業を一步前進する方向に利用していただくことが大いに望ましいのではないかと、かように考えているのであります。

○首藤委員 あわせてお伺いします。この公庫の融資の利率はどういう程度まで予定しているか、承りたいと思います。

○岡田(秀)政府委員 最終利息一割でございます。先ほど申しましたよう

に、金融機関が八割の責任を持ちます場合におきましては、金融機関に四分五厘の手数料をやり、それから金融機関の責任が三割の場合は三分の手数料を金融機関にやるのであります。公庫としては、前者の場合五分五厘、後者の場合七分の歩どまりがあるということに相なるわけでございます。

○首藤委員 私はこの利率の一割は非常に高いと思う。なぜならば、先ほど申し上げましたように、中小企業を全面的に育成強化する、そうして自立経済を達成して行くところに重点があるのでありますから、一割という金利であります。普通の金利と何ら異なるところがない。現に予算の編成においても非常に要望されております海運業の利率のごときも、今回はわずか三分五厘、かような特殊な扱いをされて

いるのであります。中小企業の現状と海運業の現状に何ら相違はない。むしろ中小企業の方が行き詰まった状態に置かれておりはせぬか。しかるにその行き詰まった状態の中小企業に対しては一割、それよりもはるかに内容のよい海運業に対しては三分五厘、かような金利で融資することに相なります。れば、政府は常に中小企業を育成強化するということを力説しながら、実際はまだ中小企業に対する認識が足りないのではないかと、この気持がはなはだ起きているのであります。われわれは少くともこの際中小企業に対しては最高七分か、七分五厘にすべきではないか、これで初めて政府の言う中小企業の指導育成の名目が立つて来るのじやないかという程度まで引下げること金利をそういう程度まで引下げること強く要望したい。これは特に中

小企業庁がこの点に特段の留意をせられるようお願いしておきたいと思うのであります。

○岡田(秀)政府委員 先ほどの金利の問題でございますが、私どもの方といたしましては、金利は極力これを低目に定めることが望ましいという点につきましては、まことに御同感でございます。ただ私どもが一割にいたしております考え方は、現在市中における一般の金利水準から見まして、長期の金利は一割二分以上になつておるよう存するのであります。さような金利水準から考えまして、年一割と申しますものは、今の金利体系から見ますれば、まあ、大体適当なところではなからうかと考えたのでございます。

なお従来の機械局の車両部、現在の重工業局におきまして、四億の金を自転車並びにそれに関連のあります産業に貸し出す仕組みがあつたのであります。しかし公庫ができてしましますと、別々に運用するといふのは手数もめんどろでございますから、便宜この公庫において一緒に運用した方が好都合であらうというのでやつてゐるのでございますが、公庫の運用上は、ただ従来からの一つの既得権のごとく

ております実情をも考慮いたしまして、金額としては四億を一応ひもつきに運用する。金利につきましても、実は従来から七分五厘で運用されておりましたので、これを一種の既得権を尊重するといふ趣旨から、これも同様に従来通りにすえ置いて運用するということに考えておるのでございます。さような意味合いにおきまして、双方の立場から考えて便利な扱いをしたというにすぎないのでございます。法律違反ということには相なるまいかと考えてゐるのであります。

○首藤委員 片一方は競輪法によつて、国庫納付金の三分の一以内を関連産業に還元するといふ法律がちゃんとあるのです。これは別個に中小企業金融公庫法案によつてまつた関係のない法案ができてゐるのですが、これは事務的な便利といふことで、別の法律による財政資金を別のこういう金庫と一緒にやつて、それで法律違反になりませんか。

○岡田(秀)政府委員 公庫に対します出資の中に、競輪の關係の四億をひもつきで出資したといふふうに考え、それをひもつきで自転車並びに関連産業へ流す、こういうふうな考えますれば、双方の事務上の便利といふ点から、この公庫で一緒にやる方が都合がいいといふ長所があるだけでありまして、法律違反といふふうには考えておらないのであります。

○首藤委員 政府の弁明は、中小企業金融公庫に百億を出資するといふことになつておるのであります。別にこの競輪に還元する資金といふものは、いまだ一回も正規な発表はないわけである。これは金融公庫に対して財政資

金を投じているという限りは、別個の法案のある競輪に対しては、やはりその法律に従つて別に貸出するといふ建前であつて、それは違法じやないかと私は思ふのですが、それは違法になりませんか。

○岡田(秀)政府委員 競輪法によりますれば、競輪で国庫収入になりましたものの一部を自転車産業の振興のために使わねばならぬということになつておりました。それを貸付の形でやるか、どういふ方法で還元するかということには特に指定しておらぬ点もございまして、従いましてその趣旨をくみまして、一方において従来から、先ほど申し上げましたように、四億程度の金が七分五厘の利息で自転車並びに関連産業に貸されておつたという過去の事実を尊重いたしまして、公庫の運用上、その四億の金を七分五厘で一応ひもつきの扱いをいたすということにいたしておりますので、これは従来の形を公庫でままとしたようになつてはなつておりますけれども、趣旨におきまして法律違反といふふうには考えられないように私どもは存じてゐるのでございます。

○小川(平)委員 今まで問答を承つておりました私申し上げるのですが、これは率直にあやまちをお認めになつた方がよろしいと思ふ。あなたは御出席になつておられませんが、あなたの方の官房長がおいでになつて、これは間違ひでした、適切な善後措置を講ずるからといふことをここで言つてゐるのです。いろ／＼おつしやいまして、これに法律によつて用途を特定している金を何となくこの公庫の中にぶち込んでしまつたといふことは、明ら

かに慎重を欠くやり方で、これからこういうことがないことを切望している次第です。そういう点は今追究してもしょうがないと思うので私は何も申し上げませんが、この際今回の措置が慎重を欠いておつたということを率直にお認めになつて、これによつていろいろなトラブルが起つて来るわけですから、これを解決して実害のないような方法を講ずるといふ具体的な点をはつきりなされば、それでよろしいんじゃないか。そこでまずこれは当然ひもつきになるものであるとして、それから金利の点も従来通り既得権を尊重して七分五厘になる。もう一つの問題は、これは中小企業金融公庫ですが、中小企業の範疇に入らないメーカーに対する金融というものが、この際この四億を公庫の中に繰入れられるということによつて阻害されはしないか、こういう問題が残つてゐるわけですから、この点をどうなさるおつもりか。

○岡田(秀)政府委員 私が申し上げておきますのは、法律違反であるかいかという点でございます。これはほんとうに純法律的に調べてみました場合に、違反になるかどうかという問題は、いろいろと見方もあるうけれども、法律違反というまではならぬのじやなかろうかというのを申し上げておつたのであります。従来から別にあつたものを公庫と一緒にする場合について、多少はつきりと、意識的にやらなんだというふうな、当初の出発点において若干の手落ちがあつたかもしれなと思ひますけれども、先ほど申しましたように、運用上ひもつきでやることによつてその間の調節がとれるのじやなかろうか、かように考えておる

という趣旨から申し上げておるのであります。中小企業にあらざる部面に対する貸付をどういふふうにつじつまを合わせるかという点につきましては、従来からすでに貸し付けておりましたものの回収金が出て参りますので、中小企業にあらざるものの貸付は、回収金でまかなうことによりまして、この公庫とのつじつまが合うようにできるのじやないかと考えております。

○小川(平)委員 法律違反であるかいかということはさておきまして、今もあなたのお言葉にありました意識的にやらなかつた云々は、法律が厳として存在しておるのに、その法律を意識なさつておらないということとは、すこぶる慎重を欠いたやり方であると言わなくてはならない。次回からこういうことがないようにお願ひをいたしたいと思ひます。それから事実上中小企業の範疇に入らないメーカーに対して支障のないようにする。回収金その他でやるというが、これは具体的にどんな数字になるのでありますか。

○岡田(秀)政府委員 具体的に申し上げますと、従来自動車関係で貸し付けておりました貸付残高が七億五千万円くらいでございます。その回収金等によりまして、中小企業の範疇に入らないものに対する金融を扱つて行く、こういうふうなことを考えておるのでございます。

それから意識的にの問題におきましては、大蔵省との予算折衝の場合に、われ／＼の方は公庫一点ばかりに予算の折衝をし、別途自動車関係の分は自動車関係の方で主張したというところは、やや意思の疎通を欠く点があつたかと思ふのであります。御注意にありました点は、今後十分考慮いたしまして、

連絡の欠けるためにおかしい結果が生れるというふうなことがあつてはなりませんので、十分注意して参りたいと思ひます。

○小川(平)委員 回収金などのぐらゐあるのか、そしてそれが将来の資金需要を十分充足し得る程度のものであるかどうか、その数字を私は伺つておる。ただいまその点の御答弁がありまけんから、その点を明らかに示し願ひたい。

○岡田(秀)政府委員 その点は詳細計算をいたしまして、最も近い機会に示したいと思ひます。

○首藤委員 長官は法律違反であるかどうか疑問であるという答弁でありましたが、それが私はおかしいと思ふ。競輪法というはつきりした単行法が存在している。それから国庫納付金の三分の一を還元するという法律が厳としてあるわけですから、金庫法とはまったく別個のものであります。もしそういう便宜なことではこれらを入れたという場合に、競輪法をたてにして三分の一を還元せぬのかと言われたならば、便宜上公庫に入れてしまつたということでは済まされるものかどうか。

わけでございます。現に予算書におきましても、二十八年度の中小企業金融公庫の事業計画と書いてあります中に、「昭和二十八年年度における貸付金(医療施設貸付及び自動車産業貸付を含む)は総額百億ないし百二十億」といふふうに、ここに明瞭に書いてあるのじやないかと、そういうふうな意味合いにおきまして、競輪法の趣旨をそんたくいたしながら、仕組みをつくつて来ておる、かようなふうな考へておりますので、法律違反というほどの事柄ではないのじやないかと考へております。

○小川(平)委員 長代理退席、委員長着席

○首藤委員 私は、まったく別個の法案によつて財政資金を支出するという法案があるにかかわらず、それを事務的な便宜というところで一つの法案に含めてこれを出資するということは、あくまでも法律違反だと考へるのでありまして、この点は政府の方においてももう少し研究をしていただきたいと考へます。同時に、今四億というのをしきりに言われておりますが、四億というに限定されておるのではないのであります。要するに前年度の国庫納付金の三分の一という法律なのであります。従つて国庫納付金の高によつて還元する金額もおのづからかわつて来るのであります。従つて昨年は四億であつたかもしれぬけれども、今年もまた四億とは限つていないのであります。要は国庫納付金が幾らあつたか、そして国庫納付金の三分の一は幾らになるのかということが算定の基礎になるのであります。従つてこういうことに考へて行きますと、一層この中に四億

を含めるといふ理論が怪しくなつて来ると考へるのであります。この点も一度政府の方で検討してもらいたいと同時に、明年においては、一体これをどうするのか。今年はかりに四億なら四億といたしまして、今申し上げたように、国庫納付金は毎年違ふのでありますから、従つてその三分の一の金額も変化して行く、それを明年はどうするのか、この点の構想を一応聞いておきたい。

○岡田(秀)政府委員 自動車競技法によりまして自動車産業の振興のために使われるべき金額は、確かに競輪によりまして上つた金額の三分の一というこゝになつておるのであります。四億に限定されないことはお説の通りであります。ただ今年の予算で計上されておりますものが、七千九百万円ほどと、その他二十四百万円ですか、そういうふうないろいろ、自動車振興の關係の予算は組んでおりまして、それを総計いたしますれば、法律によりまして三分の一に相なるうかと存するのであります。その中の一部が自動車産業並びに関連の部門に對します貸付の形として還元される。その貸付の形において還元されておるものが四億ありましたので、その四億を本年度においても踏襲いたしまして、同様に自動車産業並びに関連部門に貸付をいたそう、こういうことと考へますから、三分の一ということと四億とは直接に關係を結びつけておるのではないのでございます。

な。お來年度においてどうするかの問題でございますが、これは今後十分研究をいたしますが、かりに中小企業金融

を

を

を

融公庫としてこの金を扱うことになり
ますれば、今年よりはもう少し明瞭に
区わけをいたしまして、誤解のないよ
うに——同じ金融機関を使うのであり
ますから、金融公庫が委託を受けて自
転車関係の仕事を運用するという
ことになりますれば、かりに金融公庫
でそれを扱うにいたしても、対象
を必ずしも中小企業に限定せぬでも、
業務の委託を受けた形になれば行ける
かと思うのでありますが、さうなふ
うな研究をなおいまして、少くも
も来年度においては物事のけじめをも
う少しはつきりさせて行こうというふ
うには、現在すでに考えております。

○永井委員 関連して……。今の自
転車の問題ですが、政府の出資八十億、
うちやんと規定してある。その八十
億のうち、政府の出資ではなくて、
競輪の方で国庫納金の三分の一とし
て、当然法律によつて出資しなければ
ならぬ支出金がダブつて、政府出資の
形で入つておるといふことは、確かに
これは誤りです。これはごまかしであ
つて、是正しなければならぬ。将来
別途に競輪の方へ引上げて、直接の予
算に組みかえるといふことになれば、
金庫の出資金は減るわけでありま
すから、そういうことは一つのごまかし
であり、法律違反であるとは考えま
すが、違反であるかないかといふこと
は今後ひとつ専門的にきめるといたし
ましても、資本金の関係で相当動いて
来る性質のものであるから、これはひ
とつたお研究して善処していただき
たい。

○首藤委員 そこで私はもう一度お伺
いしたいが、かりに来年度において政
府からこの金融公庫に対する出資がな
いといつた場合に、この競輪法によつ
ては三分の一なる融資を還元しなけれ
ばならぬという法案の建前から、競輪
はあくまでも必要ななければならぬの
ですが、その場合にはこの金融公庫に
対して一般の出資がないが、競輪法に
よつて三分の一だけは公庫法でやる
つもりでありますか、この点をお伺い
したい。

○岡田(秀)政府委員 その公庫の建前
は、競輪関係と申しますか、自転車
産業並びにその関連産業だけを相手と
して金融業務をやる性質のものではな
くて、広く中小企業を対象とする公庫
でありますから、中小企業一般向けの
出資がゼロであつて、競輪向けだけの
ひもつきの出資だけがあるという形に
なりますと、これはいささか公庫とし
てはちよつと都合が悪いといふことに
相なつて参らうかと思ひます。

○首藤委員 私はいささかともあろ
うと思うから、この際やはり単行法が
ある以上は、その法律によつてけじめ
をはつきりして、別の方法を講じても
らわなければいかぬと思ひます。従つ
てこの問題については、もつと慎重に
お考えになつて、はつきりした方法を
とつてもらふといふことをお願いして
おきたい。

○委員長退席、小平委員長代理着
席
同時にこの競輪の方の今日までの金
利は七分五厘で、そうしてこの銀行に
対して、十箇年、年三分の手数料で融
資するといふことになつておるのであ
ります。今回のこのひもつきの出資
もやはり従来同様の融資の方法をとる
ものであるかどうか、その点も伺つて
おきたい。

○岡田(秀)政府委員 今度公庫として
扱うことに相なりました競輪向けの四
億につきましては、従来と同様の条件
で運用して参りたいと存じておりま
す。

○首藤委員 それからもう一つ伺つて
おきたいと思ひますものは、この第二
十七条に「公庫は、業務を行うため必
要があるときは、受託者に対し貸付に
必要な資金を交付することができ、こ
ういふ表現になつておりますが、こ
れはどういふのですか。大体受託者、
受託者といふことは代理機関と思つて
ますが、代理機関は公庫の金をも
つて融資するといふことが原則である
と理解してよいかどうか。この「貸付
に必要な資金を交付することができ
る」といふ表現がちよつと私には理解
できぬのですが、この点をひとつ明瞭
にさしていただきたい。

○岡田(秀)政府委員 公庫はこの資金
の運用といたしまして、代理店をつく
りまして、それから中小企業者にこの
金を貸し付けることは繰返し申し上げ
た通りでございますが、その場合代
理機関といたしましては、大体一定の
期間に、どれだけの中小企業者に、大
体どの程度の金を貸し出すことに相
なうかといふ予定が立つわけであり
ます。それで公庫と代理店とはある程度
常に連絡をいたしておきまして、銀行
の方でかりに各金融機関別にあらかじ
めわくが与えられてあるといたしま
すれば、そのわくの限度内におきまし
て、たとえば一月その他適当な期間で
大体この程度の貸出しが行われよう
だといふことが見当がつくわけであり
ます。その場合に公庫はその程度の金
を代理機関の方へあらかじめ送つてや

ておきまして、ほんとうにその貸出事
務が完了いたしましたならば、遅滞な
く中小企業者に代理機関から金が渡
し得るよう準備をしておる。それで交
付するといふ言葉を使つておるのでご
ざいます。

○首藤委員 それからこの開発銀行か
ら開発銀行の債権を公庫が一応引継ぐ
のでありますが、この引継いだ債権を
政令の定めるところによつてまたこれ
は開発銀行に返すといふことになつて
おりますが、これはどういう意味なん
でありますか。

○岡田(秀)政府委員 これは一つの法
律上の擬制でございます。三十三
条の二項あたりに書いておるのであり
ますが、一ぺん開発銀行が、たとえば米
国対日援助見返資金特別会計から継承
いたしておきまして、その、中小企業
者向けの貸付の債権並びに権利義務を
公庫が承継いたしましたときには、開
発銀行法によりまして、その債権の承
継の日における帳簿価額の合計額に相
当する金額が、その承継の日において
開発銀行から政府の産業投資特別会計
に一旦返されたものと仮定をいたしま
して、その返されたものと仮定いたし
た貸付金の額が、さらにその特別会計
から公庫に貸し付けられたといふふう
に、一ぺん開発銀行から政府の特別会
計に行きまして、それからさらに公庫
に返つたようにするんだという、この
法律上の擬制をつた方が扱い上便宜
だといふふうに承知いたしておりま
す。

○首藤委員 ところが第三十三条の五
項にも四月一日以後に行つた貸付も、
これも開発銀行に返さなければなら
ぬ。こういうふうな条件になつておる
のであります。四月一日以降に貸
し出されたものであつて、中小企業向
けの融資としてのわく内において今日
まで維持せられておるのでありますか
ら、これを私は返すといふ意味の了解
ができぬのであります。なぜ開発銀
行に金を返さなければならぬか、この
点をひとつ明確にしてもらいたい。

○岡田(秀)政府委員 これは予算の立
て方で、最初法律を出しますときに
は、この前の国会において法案が審議
されたのでございまして、その場合予
算上の立て方から、開発銀行は前年度
で中小企業向けの見返り資金の貸出し
は一応打ち切りまして、その後はこの公
庫が開発銀行の業務を引受けてやると
いう考え方で物事を進めて行こう、こ
ういふふうになつておりましたため
に、この公庫が出発が遅れました以後
におきまして、開発銀行のやりまし
る中小企業への貸出しは、公庫の身が
かりとしてやつておるのだといふふう
な考え方で進めておるのでございま
す。従ひまして開発銀行といたしまして
は、その資金源として従来と違つて中
小企業向けの資金源が特別に計上して
ないようなことになつておるのでござ
います。そういう意味から四月以降の
ものは、公庫が買い取るという形に
、この公庫法で書いておるわけであり
ます。

○首藤委員 今日まで開発銀行が中小
企業向けとして、見返り資金を含んで
融資総額は今後当然公庫の方へ入つて
来るかと考えますが、現在その融資の
額は幾ら残つておりますか、はつき
りしておりますか、承知したい。

○岡田(秀)政府委員 開発銀行が持つ

ておりますところの中小企業向けの債権といったしましては、まず復興金融公庫から継承いたしました債権が一番大きいのであります。これは資本金を三百万円以下のものというものが中小企業向けのものであると考えますれば、二十億強の金額くらいになります。それを現在の法案で書いておきますところの一千万円以下を中小企業者だという標準で整理してみますと、五十億強に相なるのでございます。なお別に開発銀行は見返り資金特別会計から承継いたしました債権を持つておるのでございますが、この方の債権は大体十八億ないし二十億程度のものでございまして、合せまして、かりに復興金融公庫の場合の大きい方の数字をとりますれば、七十億強に相なります。し、小さい方の数字をとりますれば、四十億前後ということに相なるうかと思ひます。

○首藤委員 私は長官は非常に弱いことを言われると思ひてあります。が、この法案において中小企業とは出資の総額は一千万円ということをはつきり打出しておる以上は、三百万円というようなことを考える必要はございまいと考へるのであります。この際本法案によつて、あくまでも一千万円を主張し、そうしてそれによつてきておる債権の最高七十億をあぐまでも主張して、これで将来公庫の方に編入するという方向に持つて参るべきだと思ひるのであります。この際三百万円というような過去の小さい対象を基礎として計算するということはやめてもらわなければいかぬ、こういうふうに考へますから、特にこの点を私は申

入れておきたいと思ひます。これで終ります。

○岡田(秀)政府委員 この点は大蔵省と交渉したときめねばならぬ問題でございまして。大体から申しますれば、三百万円で切りますれば、どつちかという、回収等も困難な場合が多いので、できれば私としては、現在の定義によりますところの一千万円のものに公庫に引継ぐという線で交渉するつもりでございまして。ただいまの御意見の趣旨によりまして、大蔵省との折衝を進めたい、かように考へております。

○小平委員長代理 加藤清二君。

○加藤(清)委員 もう大分長官おつかれのようにございまして、簡単に一、二点だけお尋ねして明日にしたいと思ひます。

〔小平委員長代理退席、委員長着席〕

○加藤(清)委員 第一点は委員長にお尋ねしたい。公庫の資金源の問題ですが、すでにこの間同僚委員からいろいろ資金源について質問があつたときに、官房長はこれ／＼のことはこうだからこうします。よく研究して答へしますと言われてから、もう一月くらいたつ。また今日同じことが出て一向進歩してない。お互いに各部署も忙しかつてはございまいしょうけれども、かかつている法案に關することくらいはよく内輪で御相談なすつて、しつかりした間違ひのないところの答をいただくようにしていただきたい。それをまず伺いたい。何も今日お答が違つていたというのではないのです、同じ問題について伺つていたら、研究して答へますということが、研究が進んでいない、こういうことなんです。

○大西委員長 御趣旨のことはよく当局へ申し入れます。

○加藤(清)委員 それからもう一つは、この法案はこのまま押通そうと考へていらつしやるのか、いろいろ審議の結果、なるほどと思はれたことは一部改正をなさる意思があるかないか、この点について委員長に伺いたい。

○大西委員長 押通すわけには参りませんので、みなさんと御相談でいかうともとりはからうつもりでおります。明日十分打合せをいたすように時間をとつていような次第であります。

ちよつと加藤君に申し上げますが、今話がありまして、財源の問題についてはちよつと速記をはずして長官から御懇談申し上げたいという申出がありますから、これを許しますから、お開取りをお願いしたいと思います。

ちよつと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○大西委員長 速記を始めて。この際お諮りいたします。ただいま審議いたしております輸出取引法の一部を改正する法律案の審査のため、参考人より意見を聴取したいと存じまするが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大西委員長 なければ明日午後一時より参考人の意見聴取を行います。参考人の選定に關しましては委員長に御一任願ひます。

それでは本日はこの程度にいたしまして散会いたします。

午後三時五十三分散会

〔参照〕
特定中小企業の安定に關する臨時措置法の一部を改正する法律案(小笠公昭君外十八名提出、衆法第二六号)に關する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕